

## 下水道施設の改築に係る国庫補助の継続と予算の確保を求める意見書

精華町では、昭和56年度より単独公共下水道、昭和63年度からは木津川上流流域関連公共下水道として事業着手して以降、下水道施設の整備を積極的に進めてきた結果、平成30年度末で下水道普及率が99.1%に達し、公共用水域の水質の保全に努めてきたところである。

一方で整備された下水道施設が、今後、標準耐用年数を迎える中、その改築・更新のための財源確保が大きな課題となってきている。

このような中、国の財政制度等審議会において、下水道事業に対する国の財政支援は「受益者負担の原則」と整合的なものに見直すことが必要であり、汚水施設の改築は原則として使用料で賄うべきとの趣旨の提言がなされた。これを受けた国の予算では、国庫補助が未普及の解消と雨水対策に重点配分されたところである。

今後、老朽化した下水道施設への改築に係る国庫補助が削減または廃止されることとなると、著しく高額な下水道使用料を設定せざるを得なくなり、住民生活に重大な影響を及ぼす極めて深刻な状況であると受け止めている。

下水道は高い公共性を有する社会資本であり、水質汚濁防止法には国の責務が明記されている。また、その国庫補助は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されており、下水道を支える国の責務は、施設の新築・改築によって変わるものではない。

よって、国におかれては、下水道事業の継続的かつ計画的な遂行により、将来にわたり住民の安全で快適な暮らしを守り、経済活動を支えるとともに公共用水域の水質を保全することができるよう、下水道施設の改築に係る国庫補助を継続し、十分な予算を確保するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月26日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣